

# 令和7・8年度 競争入札参加資格審査申請の受付について 【 建設工事・設計等 】

美唄市が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務(以下「設計等」という。)の競争入札参加資格審査申請について、下記のとおり実施します。

記

## 1 申請の受付

受付期間	令和7年1月7日(火)から令和7年2月5日(水)まで (土曜、日曜、祝祭日を除く。)
受付時間	午前9時から午後12時 及び 午後1時から午後5時
提出方法	<u>原則、郵送による申請(2月5日消印有効)</u> <u>※ 郵送封筒の表に「資格審査書類在中」と朱書表示すること。</u> ※持参は書類受理のみ。
郵送宛先 (提出先)	〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市総務部総務課契約管財係
申請様式	美唄市指定様式 ※美唄市ホームページ掲載 ※昨年まで様式を販売していた「北海道土木協会」は、事業を終了 しておりますが、昨年と同様の様式を「美唄市指定様式」として 使用しています。

## 2 審査基準日

令和7年1月1日

## 3 資格要件

### 建設工事、設計等に共通する資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)又は第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者でないこと。
- (2) 法人税(個人事業者については申告所得税)及び消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第4号)第2条第4号に規定する暴力団関係事業者を役員、支配人、営業所の代表者及び理事又は使用人として使用していないこと。

## 建設工事に係る資格要件

申請しようとする建設工事の種別について、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとします。

- (1) 審査基準日において、登録を希望する工種に対応する建設業の許可(別表1参照)のいずれかを有する者で、かつ、その建設業の許可を受けてから、引き続き2年以上、その事業を営んでいること。(令和5年1月1日以前から営んでいること。)ただし、本市に本店及び支店又は営業所等を有するものにあつては、当該許可を受けてから引き続き1年以上その事業を営んでいること。(令和6年1月1日以前から営んでいること。)
  - (2) (1)の建設業の許可に係る経営事項審査において、総合評定値(P点)の通知を受けており、かつ、その通知の基準日(=決算日)が令和5年9月2日以降であること。
  - (3) (2)の経営事項審査の基準日(=決算日)の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、当該建設業の許可に係る完成工事高を有していること。
- ※ 経営事項審査の完工高の「3年平均」を選択した方は、「工事経歴書」において審査基準日の直前2年の各営業年度のいずれかに完工高があることの確認を行います。

## 設計等に係る資格要件

申請しようとする業種(別表1参照)について、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとします。

- (1) 全業種に共通する資格要件
  - ① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。(令和6年1月1日以前から営んでいること。)
  - ② 審査基準日の直前決算において、その事業の売上高があること。
  - ③ 個人にあつては、従業員が3人以上であること。
- (2) 建築設計の資格要件  
建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。(建築設備設計のみ希望される方を除く。)
- (3) 測量の資格要件  
測量法による測量業者の登録を受けていること。

## 4 登録の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)

## 5 提出書類 (◎印は全ての方が提出する書類、○印は該当する方が提出する書類)

様式は、美唄市が定めた様式を使用してください。

申請の際は、次に掲げる書類を番号順に並べ、①～⑦の書類はファイルに綴じ込まず、⑧～⑱の書類は必ず、A4紙ファイル(色の指定はありません)に綴じ込んで提出してください。

※紙ファイルの表紙及び背表紙に商号又は名称を記入してください。

## 1 ファイルに綴じ込まずに提出する書類

No	提出書類	建設工事	設計等
①	建設工事等競争入札参加資格審査申請書 [様式1]	◎	◎
②	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写し [様式2]	◎	/
③	建設工事入札参加資格審査申請書付票 [様式9] <b>※必ず2部</b>	◎	/
④	設計等入札参加資格審査申請書付票 [様式10] <b>※必ず2部</b>	/	◎
⑤	誓約書 [別紙1]	◎	◎
⑥	年間委任状(受任者がある場合) [別紙2] ※令和7年4月1日～令和9年3月31日まで委任のもの	○	○
⑦	返信用封筒(必要料金の切手を貼付した封筒1通) 格付(設計等は登録)決定通知書送付用(工事・設計等の両方申請でも1通) <b>※郵送申請で、先に美唄市の受付票(A5)・付票等の送付を希望される場合は2通必要。</b>	◎	◎

## 2 ファイルに綴じ込んで提出する書類

No	提出書類	建設工事	設計等
⑧	工事(事業)経歴書 [様式3]	◎	◎
⑨	工事経歴書集計表 [様式3の2]	◎	/
⑩	技術者名簿 [様式4]	◎	◎
⑪	個人 代表者の身分証明書(写し可) [様式5] ※本籍地の市町村長が発行するもの。申請時、発行3か月以内のもの。	◎	◎
⑫	法人 履歴事項全部証明書 又は 現在事項全部証明書(写し可) [様式6] ※法務局の発行するもの。申請時、発行3か月以内のもの。	◎	◎
⑬	許可・登録証明書 [様式7] <b>※5ページ6(6)の下線部参照</b>	◎	○
⑭	法人 決算報告書 貸借対照表及び損益計算書(審査基準日直近1期分) (写し可) ※直近1期分の決算報告書が申請日までに間に合わない場合は、その1期前の決算報告書を添付。	/	◎
	個人 令和5年分所得税青色申告決算書(一般用)の貸借対照表及び損益計算書 (写し可) ※青色申告以外の方は確定申告書又は市道民税申告書	/	◎
⑮	法人 法人税、消費税及地方消費税の納税証明書(その3の3) ※税務署で発行。申請時、発行3か月以内のもの。(写し可)	◎	◎
⑯	個人 申告所得税、消費税及地方消費税の納税証明書(その3の2) ※税務署で発行。申請時、発行3か月以内のもの。(写し可)	◎	◎
⑰	消費税等の納税に係る「災害等による申告、納付等の期限延長の承認を受けている場合」、それを確認できる書類「申告、納付等の期限延長通知書」又は「納税証明書(その1)」 <b>※税務署で発行(写し可)</b>	○	○
⑱	美唄市税の完納証明書(写し可) <b>※市役所税務課③番窓口で発行</b> <b>※美唄市に納税義務がある場合のみ</b> <b>※令和7年1月6日以降に発行されたもの</b>	○	○
⑲	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類 ※経営事項審査結果通知書の「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入欄が『無』となっている場合必要。 加入欄が『有』又は『除外』となっている場合は不要。	○	/

## 6 記載要領等

「美唄市入札参加資格審査申請書類の記載方法」のほか、次の(1)から(10)に掲げる事項を参照してください。

### (1) 建設工事等競争入札参加資格審査申請書 [様式1]

- ・申請者の印鑑は不要です。

### (2) 建設工事入札参加資格審査申請書付票 [様式9] ※2部(提出用と控用)

#### 実印

- ・申請者の実印を押印  
( [別紙1] 誓約書の上段、 [別紙2] 委任状がある場合は委任者欄と同印。 )

#### 使用印鑑

- ・使用印鑑欄は、本市と入札、契約、請求等で実際に使用する印鑑を押印してください。
- ・社名と役職名の入った印鑑又は代表者の個人名の印鑑としてください。
- ・契約締結等の権限を委任している場合は、受任者の社名と役職名の入った印鑑(支店長等印)又は代表者個人名の印鑑となります。  
( [別紙1] 誓約書と [別紙2] 委任状の各受任者欄と同印 )
- ・社名のみや支店名のみ、営業所名のみ等の印等での登録はできません。

#### 09項番【希望工種・格付等級】 ※別表1参照

・経営事項審査の審査基準日(=決算日)の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、登録を希望する工種について完成工事高を有していない場合は、当該工種の登録はできません。希望工種に○印を記入する際は、当該工種の完成工事高の有無を確認してください。

### (3) 設計等入札参加資格審査申請書付票 [様式10] ※2部(提出用と控用)

#### 実印・使用印鑑

- ・上記(2)と同様

#### 04項番【希望種別】

・審査基準日の直前決算において、登録を希望する種別について売上高を有していない場合は、当該種別の登録はできません。希望種別に○印を記入する際は、当該種別の売上高の有無を確認してください。

### (4) 誓約書【共通様式】 [別紙1]

・役員、支配人、営業所の代表者及び理事又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第4号)第2条第4号に規定する暴力団関係事業者該当しないことを確認するため、美唄警察署に照会するにあたり必要となりますので、提出してください。

・申請書付票 [様式9又は様式10] の申請者及び受任者欄の記載内容との一致を確認し、申請者及び受任者双方押印してください。

・押印する印鑑は、申請者については、申請書付票 [様式9又は様式10] の「実印」欄に押印した実印、受任者については同様式の「使用印鑑」欄に押印した印鑑となります。

## **(5) 委任状【建設工事・設計等】** [別紙2]

- ・支店及び営業所等に契約締結権限等を委任する場合に提出してください。
- ・申請書付票〔様式9又は様式10〕の申請者及び受任者欄の記載内容との一致を確認し、申請者及び受任者双方押印してください。
- ・押印する印鑑は、申請者については、申請書付票〔様式9又は様式10〕の「実印」欄に押印した実印、受任者については同様式の「使用印鑑」欄に押印した印鑑となります。
- ・委任状は、令和7・8年度有効とします。
- ・この様式の内容が備わっていれば、任意様式での提出も可能です。

## **(6) 許可・登録証明書** [様式7]

### **建設工事(建設業許可通知書の写し)**

- ・審査基準日現在、許可を有しており、かつ、許可年数が2年以上あることの確認を行いますので、**令和5年1月1日より後に建設業許可の更新を行った場合は、更新前及び更新後両方の建設業許可通知書を提出してください。**
- ・更新手続中の場合は、建設業許可申請書の写し(受付印があるもの)を提出し、更新手続終了後、速やかに更新後の建設業許可通知書を提出してください。

### **設計等(登録証明書・現況報告書の写し)**

- ・審査基準日現在、登録があり、かつ登録年数が1年以上あることの確認を行いますので、**令和6年1月1日より後に登録の更新を行った場合は、更新前及び更新後両方の登録証明書を提出してください。**
- ・更新手続中の場合は、登録申請書の写し(受付印があるもの)を提出し、更新手続終了後、速やかに更新後の登録証明書を提出してください。

## **(7) 納税証明書** (写し可)

### **消費税及び地方消費税等の納税証明書**

- ・納税証明書の種類は、法人の場合は「その3の3(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)」、個人の場合は「その3の2(「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)」を提出してください。
- ・納税証明書に納期限が未到来の未納税額が記載されており、納期限が申請日より前の日付になっている場合は、完納後の納税証明書を再度取得していただくか、当該未納額が納付されたことが確認できる書類をあわせて添付してください。
- ・消費税及び地方消費税、法人税又は所得税の未納のないことを証明する書類の提出を求めています。災害等による申告、納付等の期限延長の承認を受けている場合は、期限延長を確認できる書類「申告、納付等の期限延長通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」を提出してください。当該期限延長の申請を税務署に提出しているが期限延長の許可通知書を受理していない場合については、税務署の受付印が付されている申請書を提出してください。(納付すべき消費税及び地方消費税、法人税又は所得税等の記載のある書類を提出してください。)
- ・申請時3か月以内に発行された最新の「納税証明書」を提出してください。  
(管轄の税務署発行)

## 美唄市税の完納証明書

・美唄市内に本店及び支店又は営業所等を有し、法人市民税のほか、固定資産税や軽自動車税等が課税されている場合は、美唄市税の完納証明書の提出が必要です。

・完納証明書は、令和7年1月6日以降に発行されたものを提出してください。

・市役所税務課③番窓口で発行します。

・完納証明書を請求する直前に納めた市税がある場合は、証明書発行窓口で納付の確認ができないことがあるため、領収書又は金融機関発行の納付を証明する書類を持参の上、完納証明書を請求してください。

### (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類

・経営事項審査結果通知書の「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入欄が『無』となっている場合、別表2「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類について」を参照し、必要書類を提出してください。

※加入欄が『有』又は『除外』となっている場合、書類の提出は不要です。

### (9) 返信用封筒（必要料金の切手を貼付した封筒）

・入札参加資格の審査結果通知の送付に使用しますので、定型(長形3号)封筒に返送先を記載し、必要料金の切手を貼付して提出してください。

・審査結果通知の送付は3月下旬になるため、郵送申請で、先に美唄市の受付票(A5)及び付票等の送付を希望される場合は、封筒を2通提出してください。

## 7 変更届等

・申請書提出後、次の事項等に変更があった場合は、速やかに変更届[様式12]を提出してください。

- ① 商号又は名称
- ② 代表者
- ③ 受任者
- ④ 所在地
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 建設業の許可及びその他の登録等に関する事項

※許可等の更新や、新たに経営事項審査結果通知を受けた場合などは、更新等後の書類(写し)の提出のみで、変更届の提出は不要です。

※変更届で登録業種の追加はできません(登録申請受付期間のみ申請による追加可能)

## 8 その他

・建設業退職金共済制度等の加入・履行証明書の写し[様式8]は、提出を求めません。  
・工事・設計等の両方の申請をされる場合、付票はそれぞれ必要となりますが、必要書類のうち共通するものは1部のみ添付することとし、紙ファイルによりまとめて1冊で提出してください。

## 9 問合せ先

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号  
美唄市総務部総務課契約管財係

【電話番号】 0126-62-3136(直通)      【F A X】 0126-62-1088(代表)

【e-mail】 keiyakukanzai@city.bibai.lg.jp

別表1

美唄市建設工事等競争入札参加資格審査の申請種別について

【申請工事種別と許可業種(建設工事)】

	工事種別	左の工種に対応する建設業許可
1	土木工事	土木工事業 とび・土工工事業 解体工事業
2	建築工事	建築工事業 とび・土工工事業 解体工事業
3	大工工事	大工工事業
4	左官工事	左官工事業
5	石工事	石工事業
6	屋根工事	屋根工事業
7	電気工事	電気工事業
8	管工事	管工事業
9	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
10	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
11	鉄筋工事	鉄筋工事業

	工事種別	左の工種に対応する建設業許可
12	舗装工事	舗装工事業
13	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
14	板金工事	板金工事業
15	ガラス工事	ガラス工事業
16	塗装工事	塗装工事業
17	防水工事	防水工事業
18	内装仕上げ工事	内装仕上げ工事業
19	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
20	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
21	電気通信工事	電気通信工事業
22	造園工事	造園工事業
23	さく井工事	さく井工事業
24	建具工事	建具工事業
25	水道施設工事	水道施設工事業
26	消防施設工事	消防施設工事業
27	清掃施設工事	清掃施設工事業

【申請業務種別と登録等(設計等)】

	業務種別	左の業種に対応する登録等
1	測量	測量業者の登録
2	地質調査	
3	土木設計	
4	建築設計	建築士事務所登録 (1級又は2級)
5	技術資料	
6	道路清掃	

別表2

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類について

経営事項審査結果通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加入の有無の欄に一つでも「無」がある場合は、下記の書類が必要となりますので、確認の上、提出してください。

【「雇用保険加入の有無」の欄に「無」と記載されている場合】

「労働局」又は「労働保険事務組合」に保険料を納付済みの場合	労働保険料の領収書の写し
雇用保険に最近加入したため、領収書が無い場合	雇用保険適用事業所設置届(事業所控えの写し)

【「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」欄に「無」と記載されている場合】

全国健康保険協会に加入している場合	年金事務所発行の保険料納入告知額・領収済額通知書(写し)
健康保険組合に加入している場合	健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書(それぞれ写し)
建設国保組合に加入している場合	建設国保加入証明書(原本)及び厚生年金保険の領収書(写し)
健康保険及び厚生年金保険に最近加入したため領収書が無い場合	健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業者控えの写し)